ぜったい、すてない、いじめない。

動物の遺棄・虐待は犯罪です。

【愛護動物を遺棄・虐待した場合】100万円以下の罰金

【愛護動物を殺傷した場合】2年以下の懲役または200万円以下の罰金

公益財団法人
どうぶつ基金

掲示責任者
連絡先

必ず施設の所有者に許可を得て掲示してください